

喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービスの利用に係る
プロポーザル
実施要領

1 目的

業務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的に導入しているグループウェア及び電子文書管理システムについて、新しいシステムへの更改作業を進めているところであり、クラウドサービスの利用による調達を行う。クラウドサービスの受託候補者として、高度な技術・ノウハウを有することが必要であり、他自治体における導入実績、他システムとの連携や拡張性など、価格以外の要素を含め、総合的な見地から判断して最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービス（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容及びシステム要求仕様

別紙「喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービス仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日～運用開始から 5 年間

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

66,793,000 円 （内 令和 6 年度 6,680,000 円）

※ 5 年間の使用を予定しており、5 年間の総額である。

※ 上限額を超えた提案は受理しない。

※ この金額は予定価格でないことに留意すること。

3 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和 5・6 年度喜多方市工事等請負有資格者名簿（ソフトウェア関連サービス）に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日から契約締結日までの間において、喜多方市から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続きの開始の申立

て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体へのグループウェア及び電子文書管理システムの導入実績を有すること。

4 スケジュール

事業者選考に係るスケジュールは次のとおりとする。

なお、スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

内容	日時
公募開始	令和 6 年 4 月 5 日（金）
質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 6 年 4 月 15 日（月）以降速やかに
参加申込書の提出期限	令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 4 月 22 日（月）以降速やかに
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 5 時まで
一次審査の結果通知	令和 6 年 5 月下旬
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 5 月下旬
審査結果の通知	令和 6 年 6 月上旬
契約締結	令和 6 年 6 月中旬

5 質問受付及び回答

本実施要項等に関する質問受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時

(2) 提出先

喜多方市企画政策部情報政策課

電話：0241-24-5214（直通） F A X：0241-25-7073

メールアドレス：jyoho@city.kitakata.fukushima.jp

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ質問書（様式第 4 号）により F A X 又は電子メールで提出すること。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は随時行うとともに、市ホームページにおいても掲載する。

6 参加申込方法等

「3 参加資格要件」に示す要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）代表者印を押印すること。

イ 事業者概要調書（様式第2号）

ウ 業務実績等に係る調査書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時

(3) 提出先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市企画政策部情報政策課

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時 30 分から午後5時まで）又は
郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）

7 企画提案書の提出方法等

企画提案書は、業務仕様書を踏まえ、次のとおり作成する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

ア) 様式は任意とするが、業務仕様書を踏まえた上で、次に掲げる内容を記載すること。

- ・業務実施体制
- ・業務実施スケジュール
- ・提案システムの概要・構成・機能

（業務仕様書に記載の事項以外の提案も可とする。）

- ・情報セキュリティ対策
- ・サポート体制

イ) 提案書はA4サイズ縦、横書き、左綴りとする。

ウ) 提案書の表紙には「喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービスの利用に係るプロポーザル 提案資料」と記載し、項目順に綴ること。

イ 価格提案書（見積書）

様式は任意とし、消費税及び地方消費税込（消費税額を別途見積書に表示）により提出すること。また、各年度の金額が分かるよう内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 5 時

(3) 提出先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市企画政策部情報政策課

(4) 提出部数

2 部

※ 併せて提出書類の電子データを格納した CD 1 枚を提出すること。

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は
郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）

8 一次審査（書類審査）

企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）が概ね 5 者以上の場合は、提出された書類による一次審査を行い、評価点数の上位 4 者程度を選定する。

9 二次審査（企画提案書の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング））

一次審査で選定された提案者（一次審査を実施しなかった場合は全ての提案者。参考見積額が提案上限額を超える提案者を除く。）を対象に、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和 6 年 5 月下旬に実施するものとし、詳細日時は一次審査で選定された提案者（一次審査を実施しない場合は全ての提案者。参考見積額が提案上限額を超える場合を除く。）に後日通知する。

(2) 出席者

提案者側の出席者は 3 名までとする。

(3) 説明時間

説明は 30 分以内とし、説明終了後に質疑応答を 15 分程度行う。

(4) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、その他の機器（パソコン等）については提案者が準備すること。

(5) その他

提出した企画提案書の内容以外の資料の配付や投影は禁止する。

10 審査及び評価

「８ 一次審査」及び「９ 二次審査」は、喜多方市DX推進本部（以下「推進本部」という。）に選定のための専門部会（以下、「専門部会」という。）を設置し、審査及び評価を行い、その結果をもとに推進本部において決定する。なお、審査及び評価の経過は非公開とする。

(1) 企画提案書等の審査

企画提案書等に関する審査は、次の各項目について総合的な判断により行う。

ア 一次審査

ア) 提案者及び提案システムの実績

イ) 業務実施体制

ウ) 業務目的及び業務内容の理解度

エ) 提案システムの概要及び機能

※ グループウェアと電子文書管理システムの連携を含む。

オ) 情報セキュリティ対策

カ) データ移行

キ) 提案見積の金額及び提案内容との整合性

イ 二次審査

ア) プレゼンテーション及びヒアリングの内容

イ) プレゼンテーション及びヒアリングを受けて一次審査項目の再評価

(2) 企画提案書等の評価

ア 別紙「喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービスの利用に係るプロポーザル 評価基準」に則り、評価を行う。

イ 専門部会における評価をもとに推進本部において順位を決定し、最上位の者を最優秀者として受託候補者に特定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、各提案者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては一切受け付けない。

11 契約締結

最優秀者を本業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方とし、契約の交渉を行う。ただし、最優秀者との契約の交渉が不調となった場合は、次点者を見積書徴取の相手方とし、以下、評価順位上位の者から順に見積書徴取の相手方とする。なお、見積額は価格提案書で示された額以内とする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 専門部会員への接触や、審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 複数の提案をした場合。
- (5) 本実施要領を遵守しない場合。
- (6) その他、本業務の遂行に不適切と当市が判断した場合。

13 その他

- (1) 本プロポーザルは、本業務について提案を受け、優れた受託候補者を選定するものであることから、提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて本業務を実施することとする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加申込後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提案者が「12 失格事項」のいずれかに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (7) 仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合には協議のうえ決定する。

14 問合せ・各種書類提出先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市企画政策部情報政策課

電話番号：0241-24-5214（直通） FAX：0241-25-7073

メールアドレス：jyoho@city.kitakata.fukushima.jp